

<報道発表資料>

令和3年9月22日

教職員の懲戒処分について

【処分1】

- 1 処分内容 懲戒処分（減給1月・給料の月額額の10分の1）
- 2 処分年月日 令和3年9月22日
- 3 職名・年齢・性別 教諭・61歳・男性
- 4 所属名 北部地区・県立高等学校
- 5 発生日 令和3年2月23日及び令和3年4月17日
- 6 事件・事故の概要

当該職員は、令和3年2月23日（火曜日）午前2時頃、同僚の女性教諭とスキー場へ向かう途中、コンビニエンスストア駐車場に停めた車内で同教諭に対し、「カラオケしたかったらホテルに行けばできるんじゃない」という旨の発言をした。

また、令和3年4月17日（土曜日）午後11時頃、当該職員の自宅において、就寝している同教諭の隣に横になって、「抱っこしようか」と発言した。

- 7 管理監督者に対する措置

管理監督者である校長に対し、同日付で文書注意を行った。

【処分2】

- 1 処分内容 懲戒処分（減給1月・給料の月額額の10分の1）
- 2 処分年月日 令和3年9月22日
- 3 職名・年齢・性別 校長・60歳・男性
- 4 所属名 北部地区・県立高等学校
- 5 発生日 令和3年3月26日
- 6 事件・事故の概要

当該職員は、令和3年3月26日（金曜日）午後5時30分頃、普通乗用自動車を運転中、熊谷市石原一丁目132番地先の信号機のある交差点を時速約20キロメートルで右折進行したところ、右後方から進行してきた相手方女性運転の自転車に自車右前部を衝突させた。

その結果、同女性に全治約4週間を要する外傷性くも膜下出血の傷害を負わせた。

【処分3】

- 1 処 分 内 容 懲戒処分（戒告）
- 2 処 分 年 月 日 令和3年9月22日
- 3 職名・年齢・性別 教諭・25歳・女性
- 4 所 属 名 東松山市立新宿小学校
- 5 発 生 年 月 日 令和3年6月8日
- 6 事件・事故の概要

当該職員は、令和3年6月8日（火曜日）正午頃、東松山市立新宿小学校の教室内において、4時間目の算数の授業中、個別指導を行う際、女子児童の後ろに回り、腕を強く握りながら説明を行った。

また、同日、午後2時頃、同教室内において、5時間目の国語の授業中、個別指導を行う際、同児童の後ろに回り、腕を強く握りながら説明を行った。その結果、同児童に両上腕部挫傷を負わせた。

● 問合せ先

【処分1・2】

教育局 県立学校人事課 管理指導担当 甲山
直通 048-830-6726 内線 6726
E-mail: a6720@pref.saitama.lg.jp

【処分3】

教育局 小中学校人事課 管理指導担当 越・佐藤
直通 048-830-6933 内線 6933
E-mail: a6930@pref.saitama.lg.jp